

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 大塚陸毅 殿

平成16年3月26日

東京都葛飾区亀有三丁目43番5号

亀有駅の運用を考える会

筆頭世話人比松永貞一



拝啓

貴社益々ご清祥の事お慶び申し上げます。

私は、平成15年1月4日に内容証明郵便（葛飾新宿郵便局第22737号）で常磐線亀有駅の運用について手紙をお出した者です。

これに対して同年1月28日付で貴社営業部サービス担当部長神保憲二様より普通郵便でお返事をいただきました。何度も拝読致しましたが、残念ながら、私には神保様のお手紙には、私の手紙の第3頁9～12行目に書いた質問に対する明確なお答えが無いよう感じられました。

この手紙は、私の質問状とともに早く私が設立管理している永寿堂医院内に掲示し、多くの方に見ていただきました。1年以上掲示

しておりますが、ご覧になつた方々は異口同音に、神保様のお手紙には私の質問に対する回答が記されていないとおっしゃっております。

是非、前述の手紙のポイントである第3頁9~12行目に書いた質問、すなわち「貴殿は、亀有駅から上野駅への移動を目的として亀有駅から貴社線に乗車した場合、昭和46年6月20日以降とそれ以前とを比べ、経済性ならびに利便性において、利用客に不利益が生じたとお考えになられますか。」という質問に明確にお答えをいただけますようお願い申し上げます。貴職に置かれましては、是非私の質問に明確にお答えいただけますようお願いするとともに、間違いが生じないよう内容証明郵便でお返事をいただけますようお願い申し上げます。なお、今回の手紙も前回同様、永寿堂医院内に掲示するほか、必要に応じて広く公表することを考えております。この点、御理解と御了承の程、宜しくお願い申し上げます。なお、貴社の代表取締役社長に変更があった場合には、現職のお名前に置き換えてお読み下さいますようお願い申し上げます。

更に、つけ加えますならば、本年3月21

日に亀有駅のみどりの窓口で、高校新入生の親とおぼしき女性が新規に定期券を買う際、當団経由と貴社のみでの値段の説明を受けていました。親は、値段の差に驚いているようと思われました。この時、貴社職員鶴巻氏（名札から読み取りました）は、「當団経由のほうが便利ですよ」という趣旨の説明をなさつていらっしゃいました。また、同日、午後2時頃、當団地下鉄経由で鎌倉に墓参に行くべく、貴社のみの切符で西日暮里駅の有人連絡通路を経て當団からJR構内に入ろうとしたとき、貴社職員鶴見（名札から読み取りました）氏から、私の切符は連絡切符で無いからここは通過できないと呼び止められました。ここを通過したければ、亀有駅からの當団利用客は更に別途料金を支払うようにとのことでした。私は、先の貴職への内容証明書簡に対する貴社神保憲二氏のお返事のことを御説明申し上げ「なぜ、常磐線電車利用客のうち亀有駅と金町駅の利用客のみが、他駅利用者に比し利便性と経済性において劣った扱いを受けなくてはならないのか」についての説明を求めました。個人的には、貴社の行為は鉄道事業法第十六条に抵触するのではないかと考えているともお話を致しました。結局、鶴見氏

新  
16.3  
26  
18-

は明確なお答えをくださらなかつたため、そのまま通過させていただきました。勿論、貴殿より書面にて納得の行く御説明がいただければ、このときの料金はお支払いする所存です。私は、理由のある料金は支払う意思はありますか、理由無き料金請求には応じる意思は御座いません。だれにでも理解できるご説明があるまで、この料金に関しては支払い保留にしていただければ幸いです。もし、私にお支払いしなくてはならない法的根拠がある場合は、法的根拠を明確にご説明いただいた文書とともに、貴職より文書にてご請求下さい。

長文になり大変失礼いたしました。貴社の益々の発展をお祈りすると同時に、亀有駅ならびに常磐線がより利用者の立場に立って運用されることを祈念いたしております。

敬具

この郵便物は平成16年3月26日第07306号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します

葛飾新宿郵便局長



## 書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)

様 様 様 様					
(差出人の住所氏名) 〒432-5 亀有駅の運用を考える会 佐々木一					
受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害要償額	摘要	要
本山 駿(姓) て山家(姓)	123-59 07306-4	800		ハイ・ハイ (1170)	

ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に  
必要ですから大切に保存してください。  
簡易書留の損害賠償額は、8千円を限度とする実損額です。  
摘要欄: カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)  
の記号  
ナシ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換)  
ジ(引受け証明)、シテ(配達日指定)  
配達状況がわかります。フリーダイヤル 0120-232886  
インターネット <http://www.postal.mpt.go.jp/>



契 12-18 印

## 郵便物配達証明書

受取人の 氏名	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 様 大塚 陸毅
引受番号	123-59-07306-4号

上記の郵便物は、16年3月29日配達  
したのでこれを証明します。

東京

代々木

都府県  
郵便局



1207370 (14・HIN)

再生紙使用

郵便はがき

1250061

亀有 314315

亀有駅の運用を

考え方

筆頭世話人 松永貞一

様

通信事務

代々木郵便局

151-8799

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社をご利用賜りまして、誠にありがとうございます。このたび松永様から頂戴いたしました弊社宛のお手紙につきまして、弊社のサービス全般を担当いたしております私よりご回答を申し上げます。

繰り返しのご回答となります、昭和 46 年 4 月 20 日から当時の営団地下鉄千代田線の綾瀬・北千住駅間が開通し、それにあわせて開始された営団地下鉄千代田線と当時の国鉄常磐線との相互直通運転等の運行形態は、首都圏への人口集中による郊外からの通勤・通学のお客さまの急増に合わせ、常磐線をご利用いただくお客さま全体のご利用状況と利便性の向上を総合的に考慮して決定されました。

また、相互直通運転の実施に際しては、ご利用されるお客さまが、直通運転の実施前の運賃よりも高額の運賃を支払うことのないよう、当時の運輸省の指導のもと調整策を実施しました。この結果、ご指摘の亀有・上野駅間をご利用いただく場合に関し、国鉄線のみをご利用いただく場合の運賃計算ルール自体は、当該区間の開業以前（千代田線が北千住駅で折り返し運転をしていた当時）と変わることがないよう配慮されております。

松永様から「昭和 46 年 6 月 20 日以降とそれ以前とを比べ、経済性ならびに利便性において、利用客に不利益が生じたとお考えになられますか。」とのご質問をいただきておりますが、多くのお客さまにご利用いただく鉄道の経済性や利便性については、特定のご利用区間だけを取り上げて論ずることは適切でなく、その線区全体のお客さまのご利用状況を踏まえて考えるべきものと認識しております。弊社といたしましては、相互直通運転の実施により、常磐線をご利用いただくお客さま全体の利便性が向上したものと認識しておりますので、かかる事情をご賢察のうえ、ご理解をお願い申し上げます。

また、お手紙にございました亀有駅より南千住・三河島を経由して鎌倉駅まで、弊社線区間の乗車券をお求めいただいた場合、同乗車券で東京地下鉄株式会社線（本年 4 月 1 日より営団地下鉄は東京地下鉄株式会社となりました。）の北千住・西日暮里間をご利用いただくことはできません。これは、北千住・西日暮里間が弊社線区間ではなく、東京地下鉄株式会社線の区間だからです。したがいまして、東京地下鉄株式会社線の区間である北千

住・西日暮里間をご利用いただく場合には、別に東京地下鉄株式会社線の運賃をお支払いいただきますようお願い申し上げます。

なお、亀有駅より北千住・西日暮里間の東京地下鉄株式会社線をご利用いただき、鎌倉駅までご旅行いただく場合は、一枚の乗車券としてお求めいただくことはできません。亀有・西日暮里間（東京地下鉄株式会社線経由）と、西日暮里・鎌倉間の乗車券を別々にお求めいただくことになりますので、あわせてご案内申し上げます。

これからもみなさまに愛され親しまれるＪＲ東日本を目指してまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、松永様のご健康とますますのご活躍をお祈り申し上げます。

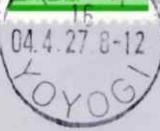
敬具

平成16年4月26日

松　永　貞　一　様

東日本旅客鉄道株式会社  
営業部サービス担当次長

西山 隆雄



1250061

葛飾区龜有  
三、四、三、五

松  
永  
貞  
一  
様



JR  
JR東日本

東日本旅客鉄道株式会社



〒151-8578

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

東日本旅客鉄道株式会社  
営業部

(この封筒は、再生紙を使用しています。)